

日本計画行政学会
東北支部だより NO. 22

2001. 2

☆「東北支部だよりNO. 21」で執筆いただきました、石巻専修大学 教授 木伏 良明氏の推薦により、今回は、東北学院大学 教授 山崎 和郎氏に寄稿いただきました。

マイクロソフト訴訟と競争政策

東北学院大学
教授 山崎 和郎

マイクロソフトに対して反トラスト法（独占禁止法）違反の疑いがあるとして、米国連邦取引委員会（FTC）、米司法省および欧州委員会がそれぞれ調査を開始したのが1990年であった。これはマイクロソフトがWindows3.1を発売（1992年4月6日）する前のことであった。その後1993年に、FTCは調査を打ち切り司法省へ調査を引き継ぐことになる。これ以降マイクロソフトに対する訴訟は現在に至るまで長い係争を展開しており、多くの人々から大きな関心を集めている。

マイクロソフト訴訟は大きく分けて3つの事件に分けられるといわれているが、ここでは3番目の最も最近の係争について考えてみたい。それは1998年の反トラスト違反事件といわれているものであり、1998年5月18日に米国20州と米司法省がマイクロソフトが反トラスト法に違反したとして連邦地裁に提訴したことから始まる訴訟である。（これはマイクロソフトと米司法省との間のWindows98をめぐる和解交渉が事実上決裂した直後に行われた。）訴訟の主な内容はOSとインターネット・ブラウザ（IE）の抱き合わせ販売を違反とするものなどであった。すなわちマイクロソフトがOS市場での独占的な地位を利用してブラウザなどのインターネット関連市場でも独占的な地位を得ようとしているというものであった。

ここでマイクロソフト訴訟の話から少し離れて、経済学ではこのような競争に関する問題をどのように扱っているかを、簡単に振り返ってみよう。パソコンOS市場やインターネット・ブラウザ市場などにおける競争は、経済学においても乗用車などの製造業における競争とは、その性質を異にする競争と捉えられている。このような市場では、当初はいくつかの企業が競争しているがその競争の過程で、ある意味では歴史的な偶然とでもいえる出来事により、ある特定の企業とその市場で一人勝ちの状態になる傾向があるといわれている。たとえばパソコンOS市場でマイクロソフトのOSが支配的になった契機は、IBMがパソコンの将来を見誤ったことにあると考えられる。当時のIBMはマイクロソフトにDOSの開発を頼まざるを得ず、さらにIBMのパソコンの仕様も公開せざるを得なかった。この仕様の公開により、IBM仕様のパソコンが世界市場のデファクト・スタンダードとなった。しかし仕様が公開されたハードウェアは多くのメーカーが生産することとなり競争は激化したが、そのハードの上で走る基本ソフトウェアであるOSは、事実上マイクロソフトのWindowsが一人勝ちとなり、OS市場でのデファクト・スタンダードになった。

パソコンOS市場の一人勝ちについては、まずソフトウェアという商品の性質上その開発に巨大な資金が必要であるとしても、いったん完成したソフトウェアの生産コストはほとんど無視することができるほど小さいために生産における規模の経済性が、乗用車などの商品とは全く異なる形で働くと考えられる。この生産における規模の経済性は販売量が大きくなればなるほど強く働くことになり、その効果は非常に大きなものとなる。さらにその上に、パソコンOS

のようなソフトウェアはその利用者の立場からみると同じ OS を使用している人の数が多くなればなるほど、その利便性が增大するという、いわゆる「ネットワークの外部性」が働くといわれている。これは利用者（需要）の側に生じる外部性であり生産において起こるものとは基本的に異なるものと考えられる。さらに、パソコン OS で Windows がいったん主流となり大きなシェアを獲得すると、かりに Windows よりも相当優れた OS が発売されたとしても、その新しい OS に切り替えるには、その利用者にとっては切り替えのための費用すなわち「スイッチング・コスト」がかかり、この費用が大きければ大きいほど新しい OS に切り替えることが難しくなる傾向があることになる。以上のような生産と需要の両面に現れる効果とさらに切り替えのための費用の存在などの特性により、いったん優位に立った企業はますますその優位性を強化していき、一人勝ちの状態となり、独占的地位に立つことが多いとされている。このような現象は、従来の経済学では必ずしも十分な形では取り扱われてこなかったため、このような現象に対する理論的分析も必ずしも十分といえないのが現状といえよう。

このマイクロソフト訴訟を競争政策の観点から検討するという問題は、非常に興味深い論点を含んでいる。経済学にとってはこの一人勝ちの現象は、新しい現象であり、最近この現象に関するいくつかの新しい概念が既に市民権を得ているものの、まだ十分に分析され尽くされたわけではない。このような観点からは今後もこの訴訟の提起する論点についての理論的分析および競争政策の観点からの検討を注目していく必要があると思われる。

最後に、マイクロソフト訴訟自体の話に戻すことにしよう。1999年11月5日にワシントン連邦地裁は大部の「事実認定」を公表し、マイクロソフトが Windows95 や Windows98 などの OS で、インテル互換パソコン市場においては、過去数年間にわたって少なくとも95%以上のシェアを維持してきた独占企業と断定し、OS 以外のパソコンソフトの販売を伸ばすために抱き合わせ販売を要求したり、インターネット・ブラウザ・ソフトで競争するネットスケープ社や Java の技術を持つサン・マイクロシステムズに対しても独占力を行使したと認定した。これらは、消費者の選択の幅を狭め、技術革新をゆがめ、消費者にも間接的に害を与えているとした。この事実認定に基づき、2000年4月3日にワシントン連邦地裁は、マイクロソフトは反競争的手段で独占的地位を維持しているとし、反トラスト法違反の判決を下し、マイクロソフトは敗訴した。その後米司法省はマイクロソフトを Windows を扱う会社とその他の応用ソフトを扱う会社とに二分割する是正措置を連邦地裁に求めた。しかし連邦地裁は控訴審が決着するまで是正命令の延期を決めた。

さらに、米司法省が審理を早めるために連邦高裁を飛ばして直接最高裁で審理を求め、連邦地裁も同様のことを求めることを決定をした。しかしそれに対して下された最高裁の判断により控訴審は高裁で審理することとなった。このことにより、最終判決は2、3年先になるであろうと見られている。さらに2000年秋の米大統領選挙でからもブッシュ氏が勝利し、共和党の大統領が実現したこともこの裁判に少なからぬ影響を与えることが予想され、裁判の結論も微妙な状況となってきたと思われる。

このようにマイクロソフト訴訟のゆくえは純粋な経済問題として進むとは思われない。マイクロソフトには企業としての戦略があり、米司法省にも競争政策という大義名分の下での戦略があり、さらに裁判における戦い方の技術の問題もからみ複雑な様相を呈することになるものと思われる。今後の動向を注目したい。

次回「支部だより」の発行について

今回の「支部だより」の巻頭論文・研究報告は、今回執筆戴きました山崎 和郎氏より推薦して戴きますので、推薦された方は事務局と連携し寄稿くださいますようお願いいたします。(原稿用紙400字詰6枚程度)

なお、「東北支部だよりNO. 23」発行予定は8月頃を予定しております。

I. 平成12年度の活動報告

1. 東北支部第16回理事会、総会、研究大会の開催
平成12年5月19日(金)11:30～ 於：仙台市戦災復興記念館
・理事会においては、平成12年度事業報告(案)、同決算(案)、平成13年度事業計画(案)、同予算(案)等の総会提出議案について審議し、承認された。
・総会においても、同議案が承認された。
・研究大会においては、下記シンポジウムを実施した。

記

テーマ：「コミュニティ福祉の創造をめざして」

基調講演「コミュニティ福祉のシステム設計と期待される介護保険の運用効果・効率」

東北大学大学院教授 関田康慶氏

パネルディスカッション

「コミュニティ福祉の創造をめざして」－介護保険と計画行政－

パネリスト

樹下 明氏(日本計画行政学会常務理事)

小湊純一氏(NPOふくし@JMI理事長)

塩田峰秋氏(アサヒサンクリーニング東北支店長)

堀江敏正氏(田尻町長)

コーディネーター

関田康慶氏(東北大学大学院教授)

参加人員：110名

会場は多数の参加者であふれ、NHKカメラが入る等、平成12年2月に福島市で開催した第14回研修集会同様に盛り上がった。

2. 支部WG研究報告書発刊
当支部内に「東北地方活性化の基礎的研究プロジェクト」を設置し、3ヶ年間にわたり調査研究を実施してきたその報告書を平成12年8月に発刊した。
既に当支部会員のほか、本部、各支部へも配布しているが、その書名は「21世紀における地方の持続的発展可能性と計画行政の役割」-東北地方活性化の基礎的研究-とした。その概要は公共部門・経済団体・まちづくり団体における地域活性化計画及び実施状況に関するアンケート結果、地域活性化に関する座談会、地域活性化に関するシンポジウムの概要等である。
なお、巷間の評判は非常に高いが、売れ行きがあまり芳しくないのが会員の皆様の拡販へのご協力をお願いしたい。
頒価は1,500円としている。ご注文は支部事務局まで。
3. 第23回全国大会において当支部よりワークショップ開設と研究報告6件
平成12年9月22日より23日まで、広島市 広島大学に於いて全国大会が開催された。
当支部関田副支部長企画により、ワークショップ「コミュニティ福祉の計画行政は保健・医療・福祉の効果・効率に寄与しうるか」が開設された。
更に研究報告では、R6地方分権と行財政改革において木谷幹事より「現代平等論による資源再配分の正当化と政策評価への試み」の報告があり、R7地域福祉において関田副支部長他5名により介護関係3件、R9経済団体報告では当支部機関会員(社)東北経済連合会より「東北新世紀ビジョン「ほくと七星構想」」の報告1件、R12観光で油川幹事より「計画行政としての観光計画－地方自治体の観光政策の現状－」の報告がありいずれも盛会裡に終了した。

4. 東北支部第15回研修集会の開催

平成13年1月26日(金) 13:30~16:30 まで青森市アスパム会議室で「介護保険フォーラム2001 in あおもり」を開催した。「介護保険の現状と課題」と題して、当支部副支部長 関田康慶氏より基調報告があった。

つづいて、パネルディスカッションを実施した。

テーマ：「介護保険制度をよりよくするために」

- パネリスト 樹下 明 氏 (日本計画行政学会常務理事)
 寺田 建夫 氏 (五所川原市介護保険課課長補佐)
 中川れい子 氏 (三沢介護支援センター所長補佐)
 前沢 政次 氏 (北海道大学医学部附属病院総合診療部教授)
- コメンテーター 品川 信良 氏 (弘前大学名誉教授)
 コーディネーター 関田 康慶 氏 (東北大学大学院教授)

参加人員150名

今回当支部に創設しつつある「介護保険研究部会」の初回集会ということもあって、フォーラム全体に非常に関心が高く、テレビ放映2社、新聞報道等もいつもより力が入り大きくとりあげられ、盛況裡に終了した。研究部会へ多数の参加者をお迎えしたい。

5. 幹事会の開催

第1回幹事会 平成12年9月13日(水) 18:00~20:00(東北開発研究センター)
 議題 介護保険研究部会設置について他

第2回幹事会 平成12年11月29日(水) 18:00~20:00(東北開発研究センター)
 議題 東北支部第15回研修集会開催について他

第3回幹事会 平成13年3月予定 18:00~20:00(東北開発研究センター)
 議題 東北支部第17回理事会、総会、研究大会開催について他

6. 東北支部だより」の発行について

NO, 21 平成12年8月に発行
 NO, 22 平成13年2月に発行

II. 平成13年度活動予定

1. 支部理事会・総会開催 平成13年5月
2. 支部第17回研究大会 同上
3. 日本学術会議第3部シンポジウムを当支部で共催予定
 於岩手県立大学 平成13年6月30日(土)
4. 支部第16回研修集会 平成13年度下期

平成12年度新入・転出会員紹介(順不同・敬称略)

□個人会員

- 阿部 四郎氏 東北大学大学院教授
 江尻 行男氏 東北福祉大学教授
 大澤 泉氏 八戸大学助教授
 高沢 武司氏 岩手県立大学社会福祉学部長(関東支部より転入)
 宮井 久男氏 岩手県立大学宮古短期大学教授

□学生会員

- 李 子成氏 東北大学大学院情報科学研究科
 菊地 茂氏 東北大学大学院情報科学研究科
 佐藤 史氏 東北大学大学院情報科学研究科
 中村 政一氏 東北大学大学院情報科学研究科

□転出

- 新川 達郎氏 東北大学より同志社大学大学院総合政策科学研究科教授へ
 村山 武彦氏 福島大学より早稲田大学理工学部助教授へ

□脱会

- 竹内 清氏 前支部長(死亡)

日本計画行政学会東北支部幹事会名簿

(敬称略、順不同)

支部長	鴨池 治 (東北大学大学院教授)
副支部長	小柴 徹修 (東北学院大学教授)
"	工藤 啓 (東北福祉大学助教授)
"	関田 康慶 (東北大学大学院教授)
幹 事	油川 洋 (尚絅女学院短期大学助教授)
	木谷 忍 (東北大学助教授)
	樹下 明 (東北文化学園大学教授)
	木伏 良明 (石巻専修大学教授)
	富士 拳 (東北学院大学教授)
	山崎 和郎 (東北学院大学教授)
	三部 佳英 (宮城県企画部 政策課長)
	遠藤 芳雄 (東北経済連合会 総務部長)
	大江 修 (東北電力交流計画課長)
	宮下 紀夫 (日本政策投資銀行東北支店企画調査課長)

私の自宅から 20km ほどの田園地帯は「深谷ネギ」の産地であり、現在は収穫期の最中にある。冬の鍋物には欠かせないネギであるが、深谷ネギは採算ラインのキロ 200 円を大きく割り込んでしまっている。日系商社が種苗や技術を中国に持ち込み中国産のネギが大量に日本に輸入（1999 年度で 22,000 トンと 2 年間で 9 倍増）され始めたためである。生鮮野菜でも「ユニクロ現象」が起きているわけであるが、事態を重視した埼玉県は野菜 6 品目のセーフガードの発動を政府に要請している。タオル業界もセーフガードの発動要請を決めているが、今や米国に次ぐ貿易相手国となった中国との間で、かつての日米経済摩擦のような状況が訪れることも予想される。

日本の農産物や繊維製品の多くが落城の危機にさらされているが、自由貿易を推進する WTO の論理を待つまでもなく、貿易によって多大な恩恵を享受してきた日本が、価格競争で不利な分野だけを保護するというエゴは許されそうもない。価格破壊は消費者の側から見れば歓迎すべき経済現象であろうが、輸入商品の急増は農業や繊維などの地場産業に壊滅的な打撃を与えることになる。日本各地の商店街にその兆しは見えているが、日本の文化や伝統を支えてきた地域共同体の崩壊につながる可能性が高い。換言するならば、「市場原理」によって「生活原理」が脅かされているということである。

市場経済のグローバル化には光の部分があれば影の部分もあるが、市場原理派は競争の促進や規制緩和によってこそ経済は活性化すると考える。生活原理派は自然や歴史に根ざした地域共同体の維持を何よりも重要と考えるから、サブシステムである経済（＝価格）がトータルシステムである人間社会を動かすことに我慢がならない。両派の対立の根底には、人間は何によって生きるのかという哲学的命題が横たわっている。市場の調整機能に信頼を置く市場原理派は、人間存在をも価格のパラメーターで考える傾向があり、グローバル資本主義の進行によって世界各地で生じている経済摩擦にも楽観的である。

アメリカが世界的普遍性を持つと考える市場原理が、ヨーロッパ、イスラム、アジアで「文明の衝突」を引き起こすことは今後予想される。生態学の教えに従えば、生物が多様であることが生態系の安定につながる。多様な国家、多様な民族、多様な地域共同体が人類存続のキーワードである。60 億の人類が一物一価の法則に従い、全員がマクドナルドのハンバーグを食するなどということがあってはならない。世界を単一市場で統合しようとするグローバル資本主義は、この生態学的な視点を欠いているが故に、早晚行き詰まるであろう。しかしながら、グローバル化の荒波に飲み込まれようとしている日本の農業や中小企業が、その間に再生不能に陥ってしまう危険性も高いのである。何はともあれ、私は好物である隣の深谷ネギを、値段が割高であっても食べ続ける所存である。

(工藤 啓)

日本計画行政学会
東北支部

〒980-0804 仙台市青葉区大町二丁目 15-29
(大町電力ビル 別館)

財団法人 東北開発研究センター気付
TEL 022-222-3394 Fax 022-222-3357

「支部だより」 編集責任者 工藤 啓
事務局 安達 貞義
松橋 勇吉